

水俣病問題の解決に向けた今後の対策について

平成24年8月3日

環 境 省

水俣病問題については、公害健康被害の補償等に関する法律、平成7年の政治解決、平成16年のいわゆる関西訴訟最高裁判決を踏まえた水俣病対策等に基づき、各種対策が講じられてきたところですが、さらに平成21年7月に、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「特措法」といいます。）が制定され、それを受けて平成22年4月に水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針（以下「救済措置の方針」といいます。）が閣議決定され、それに基づき平成22年5月から救済措置の申請の受付を行ってきたところですが、救済措置の方針に定められた救済の内容については、国、熊本県及び原因企業を被告としたノーモア・ミナマタ訴訟において原告・被告の双方が合意をした、裁判所の和解所見（平成22年3月）を踏まえて、救済の対象となる方々の要件等を定めて、運用を行ってきたところですが、

その結果、平成22年5月1日の運用開始から本年7月31日までの27ヶ月に及ぶ申請受付の間に、合計約6万人を超える方々から申請を受ける見込みとなりました。

これらの申請をされた方につきましては、特措法における、「3年以内を目途に救済対象者を確定する」との規定に基づき、関係県市の協力により、引き続き、審査・判定業務を進めていくこととなりますが、国としては、これを以て水俣病問題の解決とは考えておらず、今後も水俣病問題に真剣に向き合い取り組むこととし、別紙のとおり、今後の医療福祉や地域振興に関して関係地方公共団体や関係事業者と協力して、施策を講じてまいります。

(別紙1) 医療・福祉施策の取組と今後の方針

高齢化が進む胎児性患者等の方々やその御家族など関係の方々安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、国、関係地方公共団体、関係事業者などの協力の下、必要な通所サービスやショートステイ等の在宅支援サービス、地域の医療との連携などの医療・福祉施策を行ってきました。具体的には、胎児性患者等の地域生活を支援する小規模多機事業所及び在宅サービス事業への補助、在宅の方への訪問事業や外出支援事業への補助等を行うことに加え、神経症状の緩和や運動障害等の改善・維持につながるリハビリテーション等モデル事業、交流の場の整備等を行ってまいりました。

今後はさらに、胎児性患者等の御家族など高齢化に伴い、御家族による介護が将来困難になる可能性を見据え、胎児性患者の方々将来にわたり安心して生活できるよう、必要な在宅サービスの充実・強化や施設の整備について、関係者と協議の上、進めていくこととします。

また、大学病院と連携し、必要な医療を提供してまいります。具体的には水俣市立総合医療センターの神経内科外来をより充実するとともに、地域の医療機関、研究機関等と水俣病診療に関するネットワークを構築します。それによって、胎児性患者等の方々、さらには広く地域住民の方々に対してさらに安定して質の高い医療を提供することを目指してまいります。

さらに、今回の救済措置に申請されなかった方であっても、今後、健康に不安を感じる方がいらっしゃる可能性を考慮し、健康不安を訴える方についての、健康診査事業の実施を検討します。

水俣病発生地域の住民の方々の生活の質の向上や同地域の医療・福祉先進モデル地域づくりの充実・強化については、引き続き、地域の皆様のご要望について意見交換を行いながら必要な事業を進めてまいります。

医療・福祉に関する具体的な取組は以下のとおりです。

(1) 環境省による水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業（予定を含む）

- 胎児性水俣病患者等認定患者への支援事業
 - ① 住まいの場（ケアホーム等）
 - ② 神経内科医師水俣派遣事業
 - ③ 胎児性水俣病患者の生活支援のあり方検討
 - ④ 胎児性・小児性患者等の地域生活支援事業の拡充（胎児性患者等への支援継続及びレスパイト支援等）
 - ⑤ 水俣病を理解したホームヘルパー養成等の支援
 - ⑥ 胎児性患者等に対するケアマネジメント・相談体制の充実
 - ⑦ 胎児性患者等リハビリ支援事業
 - ⑧ 水俣・芦北地域水俣病被害者等保健福祉ネットワーク事業の充実

- 認定患者以外の方々への支援事業
 - ① 神経内科医師水俣派遣事業（再掲）
 - ② 離島等医療・福祉推進モデル事業
 - ③ 水俣病相談・健康相談窓口の設置
 - ④ 介護予防教室の実施
 - ⑤ 水俣・芦北地域見守り活動等支援事業
 - ⑥ 健康管理事業（フォローアップ事業も含む）

- 地域の高齢者等への支援事業
 - ① 高齢者の生きがいとふれあい作り促進事業
 - ② 障がい者相談支援事業所機能強化モデル事業等

(2) 公健法に基づく公害保健福祉事業の取組

- ① 療養に必要な用具の支給（平成 23 年度に車いすを対象用具に追加）
- ② 家庭療養指導事業 等

(3) 原因事業者（チッソ株式会社、昭和電工株式会社）による取組

- ① 明水園の運営支援（チッソ株式会社）
- ② 患者センターによる認定患者宅訪問（チッソ株式会社）
- ③ 胎児性患者等の安心介護支援事業（チッソ株式会社）
- ④ 手帳所持者に対する介護手当の給付（和解に基づくもの・昭和電工株式会社）

(4) 水俣市による取組

- ① 明水園の設置・運営

（別紙 2）水俣病問題の解決に向けた水俣病発生地域の再生・振興・融和（もやい直し）に関する取組

水俣病発生地域では、水俣病が発生し、半世紀以上にわたり地域社会に深刻な影響を及ぼしたことを教訓に、例えば水俣市では、ごみの高度分別やリサイクルなど「環境モデル都市」としての取組を進め、環境保全を積極的に進めることによって市民の生活を豊かにする取組が実践されてきました。

しかし、人口減少、近年の景気の低迷等と相まって、地域社会の疲弊は著しく、水俣病問題の解決のためには、地域の再生・振興・雇用の確保、地域社会の絆の修復に関する取組の加速化を図り、「環境と経済が一体となって発展する持続可能な『真の豊かさ』が実感できるまちづくり」（※水俣市・平成 23 年度環境まちづくり推進事業概要報告書）を進めなければなりません。

そのため、上述のとおり、国としては、特措法等に基づく救済措置が終了した後も、引き続き水俣病問題に真剣に向き合い取り組むこととし、医療福祉の取組に加え、地域の再生・振興・雇用の確保、融和（もやい直し）に関して、累次にわたる水俣・芦北地域振興計画に基づき地域振興に取り組んでいる熊本県などの関係地方公共団体等と協力して、以下の施策を講ずることとしています。

なお、水俣病発生地域における取組については、甚大な環境被害からの再生・復興・地域社会の絆の修復、地域の中核企業の経済的影響力が低下してしまった状況における対策などの側面があることから、東日本大震災による被災地等への参考にもなり得ることも念頭に、環境省として最大限の努力をしてまいります。

（1）環境モデル都市としての取組・その他の地域振興の推進

①環境まちづくり戦略策定に係る支援

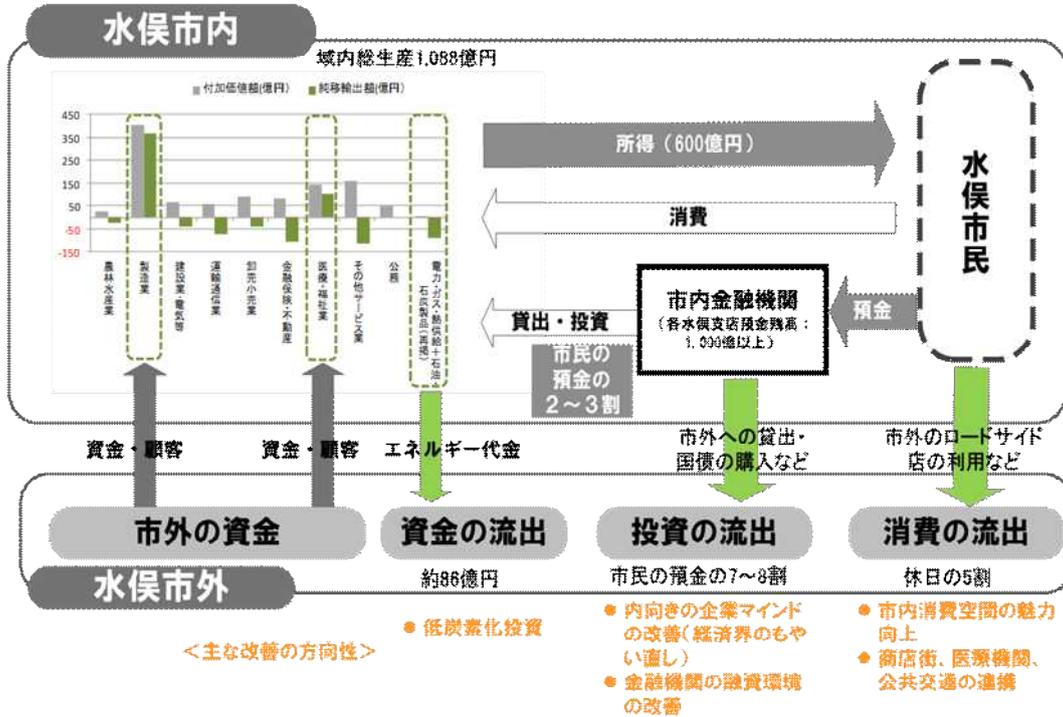
特措法に基づく救済措置の方針にある「環境に対する高い市民意識や蓄積された環境産業技術、美しい自然や豊富な地域資源などを積極的に活かして、エコツーリズムをはじめ、環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」を実現するため、水俣市に設置された平成 22 年度のみなまた環境まちづくり研究会（座長：大西隆東大大学院教授、日本学術



水俣市の市民・行政・専門家の合同会議の風景（本年 3 月 4 日。水俣市撮影。）

会議会長)、及び平成 23 年度の市民・行政・専門家協働の円卓会議において、科学的な分析手法に基づく地域経済の実態把握等を踏まえながらの議論、及びそれに基づく「環境まちづくり戦略」の策定を支援しました。

水俣市経済循環図



「水俣市平成 23 年度環境まちづくり推進事業概要報告書」からの抜粋資料に一部加筆。水俣市で生み出され、流れ込む資金が、市内で十分に循環せず、多くが市外に流出していることが伺われる。特に金融機関の預貸率は、県内他地域と比べても著しく低いとされる。地域内で新たなビジネスを興し、生産性を向上させるなどして、こうした市外（都市圏外）に流れる資金を、市内（都市圏内）で循環させることが重要。

② 「環境首都水俣創造事業」の創設

上記の水俣市の「環境まちづくり戦略」等を踏まえつつ、水俣・芦北地域の振興を総合的に支援するため、平成 24 年度から「環境首都水俣創造事業」を創設し、同年度は国費 2 億円を計上しました。水俣病の経験を生かし地域の環境価値の向上による経済・産業基盤の強化に資する事業や、水俣病被害者を含む地域住民の交流を活発化させる「心豊かな公共空間」の整備による中心市街地活性化等の事業を支援していきます。

さらに、現状著しく低下している域内の経済循環の改善のための環境金融制度の構築、地域企業の連携の促進（「経済界のもやい直し」）のための基盤整備、ゼロカーボン産業団地の創出に向けた調査・設計等を支援します。また、九州新幹線等で有名な水戸岡鋭治氏デザインによる改造車両を、水俣病発生地域を縦断する肥薩おれんじ鉄道に導入するなど、不知火海沿岸の水俣病被害者を含む交流の促進に資する事業に対して支援します。加えて、水俣市や熊本県が進める環境大学院構想などの具体化に向けた検討に協力します。

来年度以降においても、「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」を実現するため、ゼロカーボン産業団地の創出に向けた施設整備など、環境を切り口に地域経済の足腰の強化を図る事業等について引き続き支援してまいります。

＜当面実施する、又は検討している主な事業＞

- 水俣病被害者も多数働く水俣産業団地のゼロカーボン化に向けたバイオマス熱電併給施設等の設計・整備
- 地域経済循環を改善するための環境金融制度の構築
- 企業連携推進事業（経済界のもやい直し事業）
- 低炭素型温泉塩製造施設の整備
- 肥薩おれんじ鉄道の車両改造（観光列車の導入）
- 低炭素型観光商品の開発
- 環境に配慮した食の地域ブランドづくり
- 環境大学院構想等の具体化 など



水俣産業団地全景（水俣市撮影）

③国立水俣病総合研究センターによる取組

平成23年7月に、水俣市の市街地中心部に、地域の人々の交流促進にも資するよう、中心市街地活性化のための調査拠点を新たに開設しました。また、本年7月5日に慶応義塾大学大学院政策メディア研究科と、九州外の大学とでは初めてとなる連携・協力協定を締結し、環境をテーマとした研究を行う学生・研究者の受け入れ体制を整えました。

今後は、他の大学等とも連携しながら研究を通じて幅広く水俣病発生地域の振興に貢献し、また、国際的な水銀汚染の防止に関する条約の採択（予定）を受けた国際情報発信機能の強化等を念頭に、国立水俣病総合研究センターの所掌の拡大、体制の充実について検討します。



国水研と慶大院の連携・協力協定書



国立水俣病総合研究センター

（２）地域の絆の修復

水俣病に関する偏見・差別の解消を図り、地域社会の絆を修復するため、地域の融和（もやい直し）についての所要の施策を、引き続き進めていきます。具体的には、水俣病犠牲者の慰霊式、子供たちと水俣病被害者の方々との交流事業、水俣病問題の環境学習等を推進する事業、発生地域の子供たちが国内外に向けて水俣病の教訓等を発信していく担い手としての人材育成事業、新潟県におけるロバダン（炉端談義）の開催といったフィールドミュージアム事業などに対して補助を行っていきます。

また、新潟においても慰霊式の開催、慰霊碑の設置実現のため、関係者の合意が得られるよう、引き続き、関係地方公共団体や地元の方々に対応を検討します。

（３）人事交流の開始

本年7月1日から、環境省と水俣市の間で人事交流を開始しました。環境首都水俣創造事業等の地域振興事業の推進及び地域経済の活性化に事務レベルで取組む職員を環境省から派遣し、現場の行政を習得させつつ諸事業の検討・実施等への更なる貢献に努力します。他方、水俣市から環境省九州地方事務所に職員を受け入れ、国の制度及び国の事務事業の推進方法等を会得していただくともに、国と地方のパイプ役を担い、自治体の視点を国の行政に生かしていただくことを期待しています。

水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業の方向性

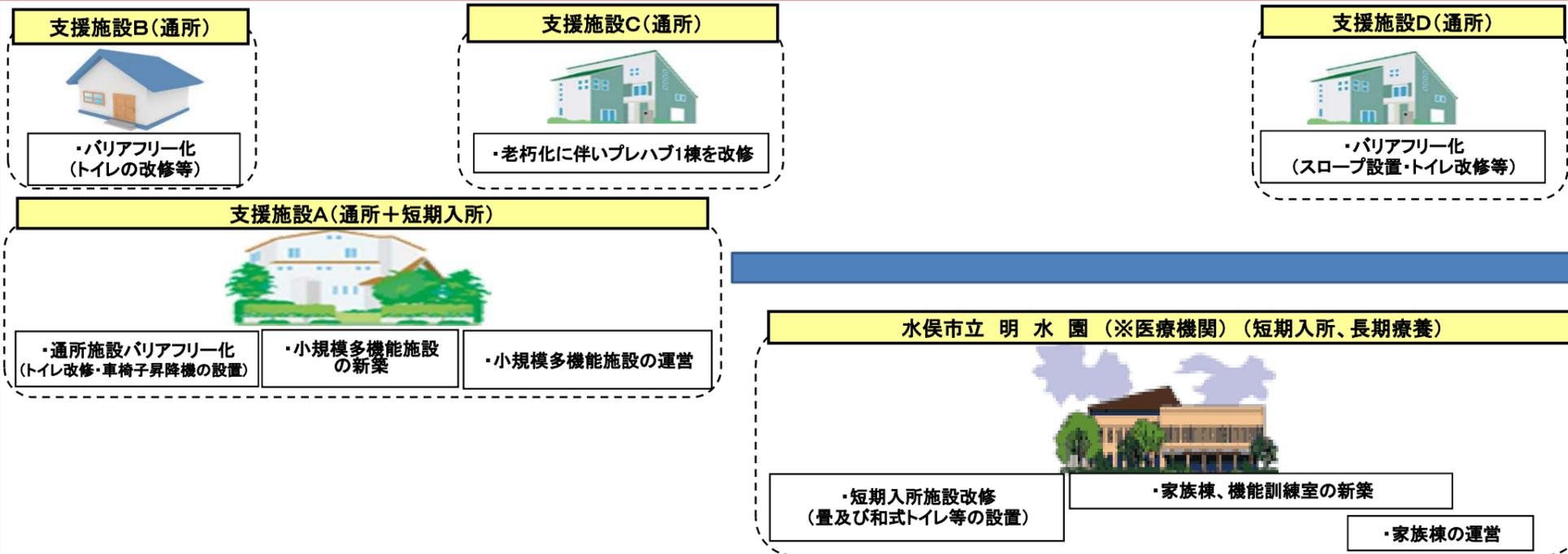
※胎児性患者を始めとする認定患者

18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 今後

在宅(住まい)



住まいの場確保、在宅支援の充実



高齢化に対応できる住まいの場を確保

住まい(ケアホーム等)の確保

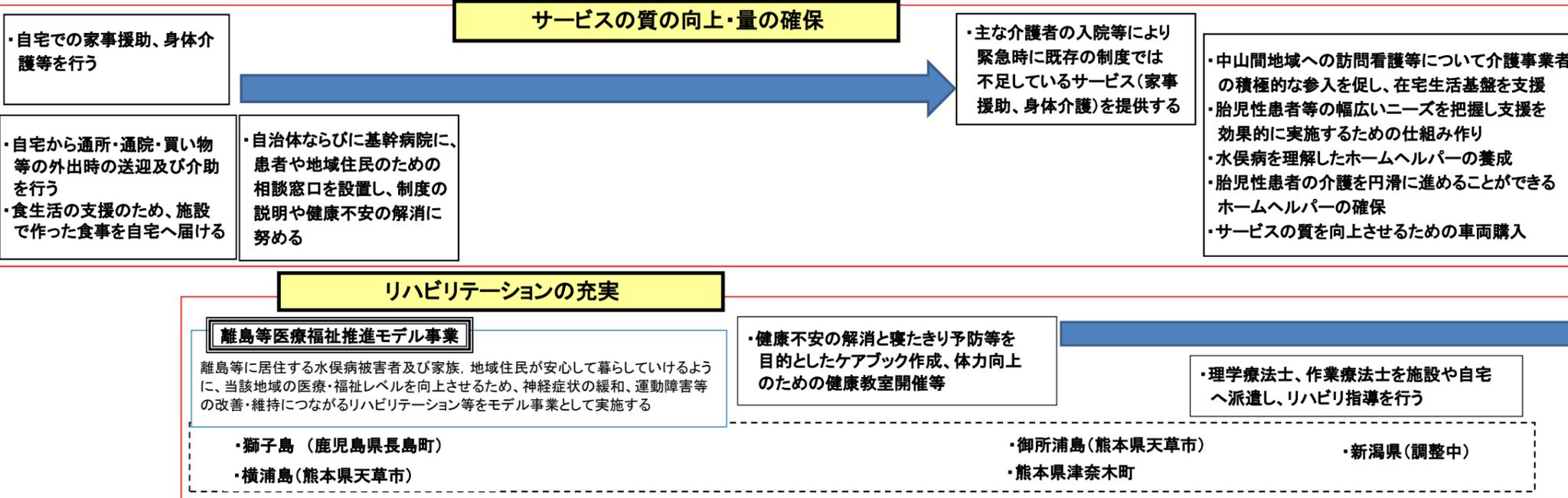


胎児性患者について、生涯にわたって生活を支援するため、支援の在り方に関する検討を開始

医療介護等

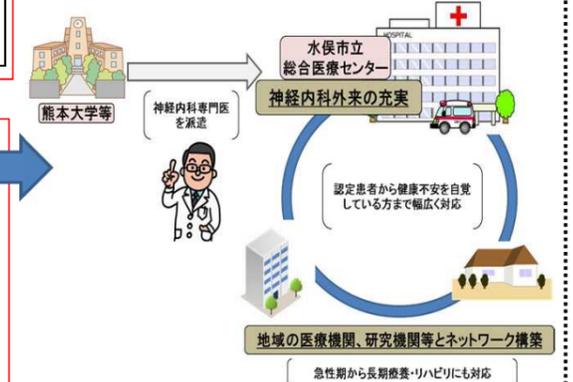


医療・介護の充実



神経内科専門医の派遣(神経内科外来の充実)

水俣病診療の拠点を設置・ネットワーク構築



生き甲斐・趣味



趣味・生活の充実



水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業の方向性

※その他地域全体

18年度

19年度

20年度

21年度

22年度

23年度

24年度

今後

医療介護等

サービスの質の向上・量の確保

・自治体ならびに基幹病院に、患者や地域住民のための相談窓口を設置し、制度の説明や健康不安の解消に努める

・被害者利用施設関係者と行政担当者が定期的に意見交換を実施し、地域の保健福祉に関する要望を把握する

・中山間地域への訪問看護等について介護事業者の積極的な参入を促し、在宅生活基盤を支援する

・水俣病を理解したホームヘルパーの養成
・障がい者への介護サービスが不足している地域での事業所の確保

・障害者相談支援事業所の相談員を増員し、相談体制を充実

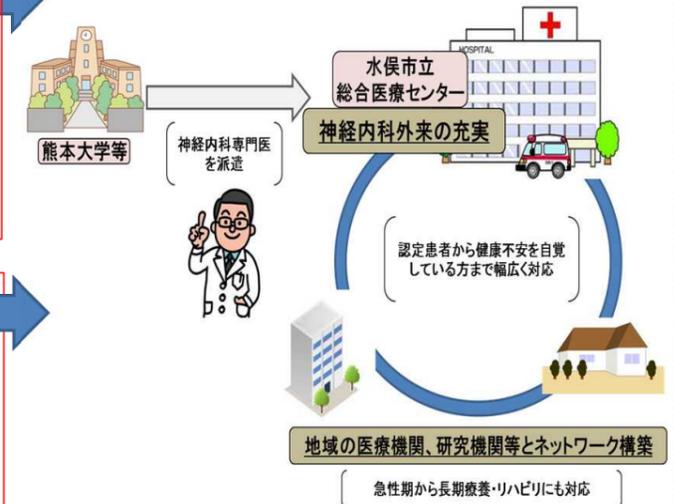
・胎児性患者等の幅広いニーズを把握し支援を効果的に実施するための仕組み作り

・地域住民自ら高齢者・障害者等を見守り支えあう活動の支援

・サービスの質を向上させるための車両購入

神経内科専門医の派遣(神経内科外来の充実)

水俣病診療の拠点を設置・ネットワーク構築



医療・介護の充実

リハビリテーションの充実

離島等医療福祉推進モデル事業

離島等に居住する水俣病被害者及び家族、地域住民が安心して暮らしていけるように、当該地域の医療・福祉レベルを向上させるため、神経症状の緩和、運動障害等の改善・維持につながるリハビリテーション等をモデル事業として実施する

- ・獅子島(鹿児島県長島町)
- ・横浦島(熊本県天草市)

・健康不安の解消と寝たきり予防等を目的としたケアブック作成、体力向上のための健康教室開催等

・理学療法士、作業療法士を施設や自宅へ派遣し、リハビリ指導を行う

- ・御所浦島(熊本県天草市)
- ・熊本県津奈木町
- ・新潟県(調整中)

生き甲斐・趣味等

地域社会や住民との交流の場作り

- ・もやい館(水俣市)
 - ・おれんじ館(水俣市)
 - ・きずなの里(芦北町)
- 新築(平成9~10年)

・ふれあいセンター(水俣市)の改修整備

・女島活力推進センター(芦北町)の新築

・いさな館(天草市)の新築

・水俣病患者・被害者、障がい者による作詞・作曲公募入選作の音楽祭開催(もやい音楽祭)

・PC教室や健康指導等、高齢者の生活の質を高めるための生きがいがづくり、地域住民が交流を深めるためのふれあい作りを促進

慰霊碑の設置、慰霊式の開催(新潟)に関する協議を継続

趣味・生活の充実

